

人材確保等支援助成金(介護福祉機器助成コース)変更のお知らせ

令和3年3月31日で「機器導入助成」廃止を予定しています

人材確保等支援助成金（介護福祉機器助成コース）とは

介護福祉機器の導入を通じて、介護労働者の離職率の低下に取り組む事業主に対して、次の二段階の助成を行うものです。

1. **機器導入助成** → 介護福祉機器の運用により、**労働環境の改善**がみられた場合
2. **目標達成助成** → 上記1に加えて、**従業員の離職率の低下**も図られた場合

令和3年3月31日をもって、1の「**機器導入助成**」を廃止する予定です。

1. 機器導入助成

支給要件・支給額	4月以降
介護事業主が、介護労働者の身体的負担を軽減するために新たに介護福祉機器を導入し、適切な運用を行うことで労働環境の改善がみられた場合に支給します。 ○ 介護福祉機器の導入費用の25% <上限150万円>	廃止予定
※新たに 機器導入助成 の活用をお考えの場合 令和3年3月31日までに、 導入・運用計画書を、管轄の都道府県労働局の助成金窓口 に提出する必要があります。 その際、 機器の導入予定日 を令和3年4月1日以降の日付とすることも可能です。	

2. 目標達成助成

支給要件・支給額	4月以降
従業員の離職率の低下が図られた場合に支給します。 ○ 介護福祉機器の導入費用の20% （生産性要件を満たした場合35%） <上限150万円>	継続

- 支給要件の詳細、申請方法等は、厚生労働省ホームページをご覧ください。最寄りの都道府県労働局にお問い合わせください。

支給要件の詳細、申請方法等はこちら

以下のワードで検索するか、右のQRコードからアクセスください。

介護福祉機器助成コース

検索



ひと、暮らし、みらいのために

厚生労働省
Ministry of Health, Labour and Welfare

都道府県労働局・ハローワーク

LL030222企01